

期 間 入 札 の 公 告

令和 7年 7月30日

前橋地方裁判所高崎支部民事執行係

裁判所書記官 三 友 哲 也

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7年 8月26日から 令和 7年 9月 2日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 7年 9月 9日 午前 9時00分 場 所 前橋地方裁判所高崎支部売却場
売却決定 期日	日 時 令和 7年 9月30日 午前10時00分 場 所 前橋地方裁判所高崎支部民事執行係
特別売却 実施期間	令和 7年 9月11日 午前10時00分から 令和 7年 9月11日 午後 5時00分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規 則33条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7年 7月30日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和6年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1～3	4,690,000 3,752,000	一括	938,000	71,843	0
1	1,580,000				
2	350,000				
3	2,760,000				



物 件 目 録

1 所 在 高崎市下小埸町字屋敷
地 番 383番2
地 目 宅地
地 積 152.39平方メートル

所有者 A

2 所 在 高崎市下小埸町字屋敷
地 番 384番3
地 目 宅地
地 積 34.27平方メートル

所有者 A

3 所 在 高崎市下小埸町字屋敷383番地2、384番地3
家屋 番号 383番2
種 類 居宅
構 造 木造スレート葺2階建
床 面 積 1階 67.25平方メートル
2階 58.00平方メートル

共有者 A 持分4分の3

共有者 B 持分4分の1



物 件 明 細 書

令和 7年 5月16日

前橋地方裁判所高崎支部民事執行係

裁判所書記官 岩 瀬 智

1 不動産の表示

【物件番号1～3】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号3】

本件所有者（共有者）Bが占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

1 所 在 高崎市下小埸町字屋敷
地 番 383番2
地 目 宅地
地 積 152.39平方メートル

所有者 A

2 所 在 高崎市下小埸町字屋敷
地 番 384番3
地 目 宅地
地 積 34.27平方メートル

所有者 A

3 所 在 高崎市下小埸町字屋敷383番地2、384番地3
家屋 番号 383番2
種 類 居宅
構 造 木造スレート葺2階建
床 面 積 1階 67.25平方メートル
2階 58.00平方メートル

共有者 A 持分4分の3

共有者 B 持分4分の1



令和 7 年(ケ)第 1 号
令和 7 年 1 月 21 日受理
令和 7 年 3 月 28 日提出

現況調査報告書

前橋地方裁判所高崎支部

執行官 黒 澤 美 和 ㊞

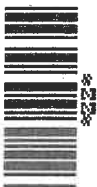
(注) チェック項目中の調査結果は, 「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1 所 在 高崎市下小埸町字屋敷
地 番 383番2
地 目 宅地
地 積 152.39平方メートル
所有者 A

2 所 在 高崎市下小埸町字屋敷
地 番 384番3
地 目 宅地
地 積 34.27平方メートル
所有者 A

3 所 在 高崎市下小埸町字屋敷383番地2、384番地3
家屋 番号 383番2
種 類 居宅
構 造 木造スレート葺2階建
床 面 積 1階 67.25平方メートル
2階 58.00平方メートル
共有者 A 持分4分の3
共有者 B 持分4分の1



不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	(地番) 群馬県高崎市下小境町383番地2 外 (住居表示未実施)		
土地	物件1、2		
現況地目	☒ 宅地(物件1、2) ☐ 公衆用道路(物件) ☐ (物件)		
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり ☐		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者A、建物共有者B ☐ その他の者 上記の者らが本土地上に下記建物を所有し、占有している。Bの占有権原は使用借権である。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物(目的外建物)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)		
その他の事項			
建物	物件3		
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる(☐ 主たる建物 ☐ 附属建物) ☐ 種類: ☐ 構造: ☐ 床面積:		
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある 種類: 構造: 床面積: {		
占有者及び占有状況	☒ 建物共有者B ☐ その他の者 上記の者が居宅として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地(目的外土地)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)		
その他の事項			
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある 地方裁判所 保管開始日 平成 年 月 日 支部 平成 年()第 号		
土地建物の位置関係	☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり
(2枚目)

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ C (建物共有者の子)	(令和7年2月26日に聴取した。) 1 私はAとBの子供です。物件2には、Bと私と私の姉夫妻が住んでいます。 2 AとBは結婚していましたが、離婚してAは出ていきました。
■ B (物件2共有者)	(令和7年3月10日付け回答書要旨) 1 私は、Aに物件1と2の賃料として令和6年4月8日に65万円払いました

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(3枚目)

執行官の意見

- 1 物件1及び2上に物件3以外に登録された建物は存在しない。
- 2 Bの令和7年3月10日付け回答書によれば、令和6年4月8日にAに土地と建物の賃料として65万円払っているとあるが、それまでの使用の対価として支払ったと思われ、賃貸借契約を結んだのではないと思われる。
- 3 Aにも占有に関する照会書を送付したが、期限を過ぎても回答書は送付されてこない。
- 4 物件3の2階の中央洋室上に屋根裏収納部分が存した(1.8メートル×2.8メートル、高さ0.9メートル～1.5メートル)。

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
令和7年1月31日 (金) 14:30-14:40	■物件所在地	■基礎調査
令和7年2月3日 (月) 9:25-9:35	■前橋地方法務局 高崎支局	■登記事項要約書交付申請
令和7年2月10日 (月) 9:50-10:10	■物件所在地	■不在
令和7年2月26日 (水) 13:30-14:10	■物件所在地	■立入調査 ■占有調査 ■写真撮影
令和7年2月27日 (木)	■当庁	■A及びB宛占有に関する照会書送付 (Bから令和7年3月18日回答書到着)

(特記事項)

☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

■ 令和7年2月26日
目的物件は不在と思われたので、立会人Dを立ち合わせ技術者に解錠させて建物内に立ち入ったところ、2階の部屋でCが寝ていた。

☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

■ 令和7年2月10日及び同26日
評価人同行

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(5枚目)

イ 387-4
ロ 392-8



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

A3をA4に縮小コピー



請求部	所在	高崎市下小埜町字屋敷			地番	383番2		
出力縮尺	1/600	精度区分	座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日				備付年月日(原図)			補記事項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(前橋地方法務局高崎支局管轄)

令和6年12月16日

東京法務局

地図整理番号：M82089

登記官

(6枚目)

(1/1)

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

(前橋地方法務局高崎支局管轄)

令和6年12月16日

東京法務局

藥品名

(7枚目)

A3をA4に縮小コピー

凡例	記号	境界標の種別	号	境界標の種別	記号	境界標の種別
	石	石	杭	金	金属	杭
	コ	コンクリート	杭	ブ	プレート	
	合	合成	杭	鋳	金属	鋳

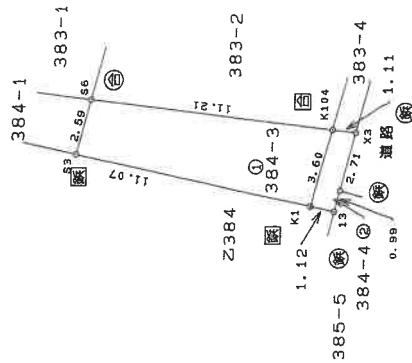
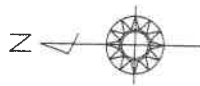
号	境界標の種類別	記号	境界標の種類別
金	金 属 杭	キ	刻三()
プ	プレート		
兵	金 属 鋌		

0213167

表 3

地番	①324-3	Y	Y + 1 -	Y	Y + 1 -	Y	Y + 1 -	Y	Y + 1 -
S6	86.117	81.431	-1.261	-108.59537					
S3	86.780	80.923	-4.71	-409.688380					
K1	75.332	86.710	1.261	95.750252					
K104	74.982	90.184	4.71	353.990022					
			合計	-88.541643					
			合計面積	34.2706715					
			合計	34.27					

地番	NO	X	Y	$Y_{n+1} - Y_n$	$Y_n \cdot Y_{n+1}$	Y_n^2
	K104	71.982	90.184	-3.351	-251.76462	-251.76462
	K1	75.932	66.710	-3.697	-260.72664	-260.72664
	I3	71.837	66.487	3.351	250.77877	250.77877
	K3	73.881	90.061	3.697	273.130057	273.130057
			合計		-8.06442	-8.06442
			合計		4.0342210	4.0342210



作者

土地家屋調査士

(平成17年2月23日作製)

人
讀
耳

(群馬土地家屋調査士会)

250

平成七年參月壹日 登記

登記年月日：平成17年3月1日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

(前橋地方広務局高崎支局管轄)

令和6年12月16日 東京法務局

登記官

(8 枚目)

A3をA4に縮小コピー

凡例	記号	境界線の種類	杭	記号	境界線の種類	杭	記号	境界線の種類	杭
石	コンクリート杭	金	コンクリート杭	金	コンクリート杭	金	コンクリート杭	金	コンクリート杭
合	合成杭	銀	合成杭	銀	合成杭	銀	合成杭	銀	合成杭
例									

0213165

求積表

地番	① 383-2	② 383-4
N0	86.117	90.184
S6	91.431	90.061
K104	74.392	103.705
R7	72.883	106.961
R8	73.483	103.240
R9	82.348	72.883
合計	105.585	100.779
合計面積	-11.809	-13.056
合計面積	-972.447532	-941.115648
合計面積	-304.792167	-82.689143
合計面積	152.390835	31.3445745
合計面積	152.39	31.34

地番	① 383-2	② 383-4
N0	86.117	90.184
S6	91.431	90.061
K104	74.392	103.705
R7	72.883	106.961
R8	73.483	103.240
R9	82.348	72.883
合計	105.585	100.779
合計面積	-11.809	-13.056
合計面積	-972.447532	-941.115648
合計面積	-304.792167	-82.689143
合計面積	152.390835	31.3445745
合計面積	152.39	31.34

作製者
土地家屋調査士

平成17年2月23日作製

申請人

(群馬土地家屋調査士会)

250

平成17年3月1日

地図整理番号：M82090

2105578

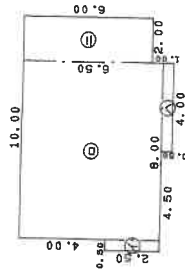
各階平面図

建物各階平面図

家屋番号 383番2

建物の所在 高崎市下小堀町字屋敷383番地2、384番地3

1階

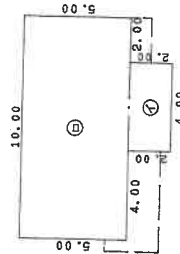


求積表

①	0.50	x	2.50	=	1.2500
②	8.00	x	6.50	=	52.0000
③	4.00	x	0.50	=	2.0000
④	2.00	x	6.00	=	12.0000
計					67.2500

床面積 67.25 ㎡

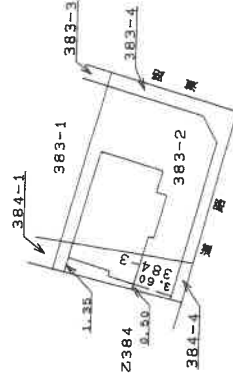
2階



求積表

①	4.00	x	2.00	=	8.0000
②	10.00	x	5.00	=	50.0000
計					58.0000

床面積 58.00 ㎡



作製者

作製年月日

平成17年6月24日

尺 1/250

申請人

縮尺 1/500

A3をA4に縮小コピー

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

(前橋地方方法務局高崎支局管轄)

令和6年12月16日

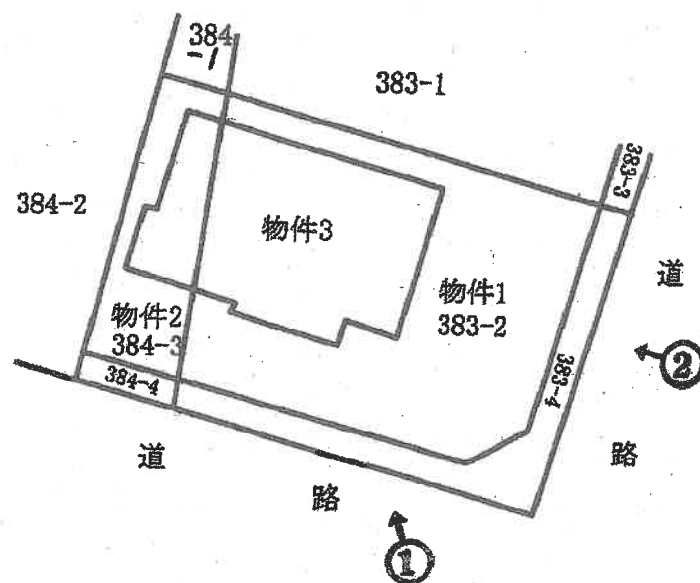
東京法務局

登記官

土地建物位置関係図

令和7年(ケ)第1号

←○写真撮影位置・方向



建物間取図

令和7(ケ)第1号

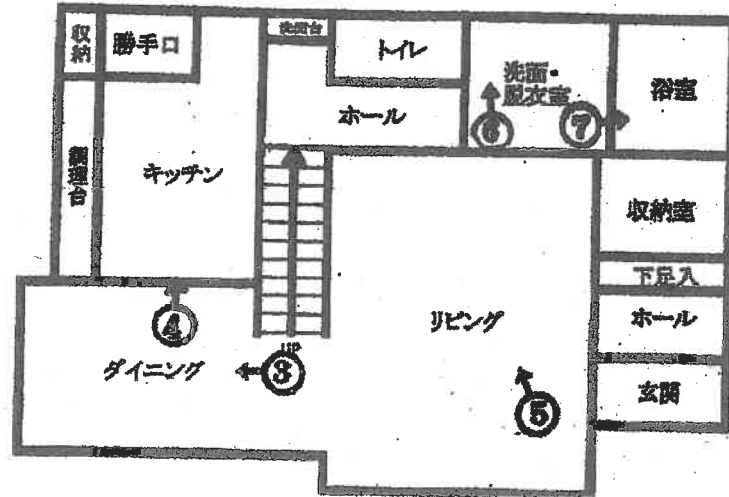
物件3

←○写真撮影位置・方向

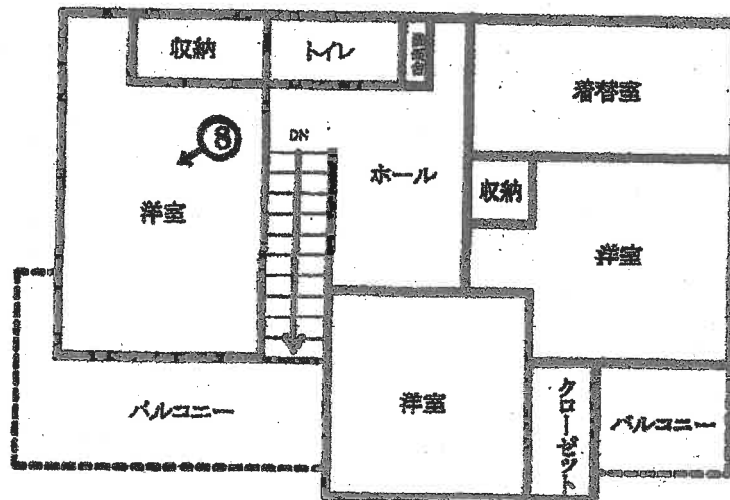


S=1/100

1階



2階



(11枚目)



1



2



3



4



5



6



7



8

令和 7年（ケ）第 1号
令和 7年 2月26日 現地調査
令和 7年 4月 2日 評 価

前橋地方裁判所 高崎支部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士
岡田 忠彰

第1 評価額

一 括 価 格	
金 4, 6 9 0, 0 0 0 円	
内 訳 価 格	
物件1 (土地)	金 1, 5 8 0, 0 0 0 円
物件2 (土地)	金 3 5 0, 0 0 0 円
物件3 (建物)	金 2, 7 6 0, 0 0 0 円

- 1 一括価格は、物件1～3の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1, 2の内訳価格は物件3のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件3の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約(売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等)等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所在等	登 記	現 況
1	所在地 地目 地積	高崎市下小埴町字屋敷 383番2 宅地 152.39㎡	同左
2	所在地 地目 地積	高崎市下小埴町字屋敷 384番3 宅地 34.27㎡	同左
3	所在地 家屋番号 種類 構造 床面積	高崎市下小埴町字屋敷383番 地2、384番地3 383番2 居宅 木造スレート葺2階建 1階 67.25㎡ 2階 58.00㎡	同左
特記事項			
特にない			

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1, 2）

位 置 ・ 交 通	JR信越本線「群馬八幡」駅北東方・道路距離2,800m	
付 近 の 状 況	本件不動産は中小規模一般住宅、農家住宅等が建ち並ぶ、既成の住宅地域に存する。 地域要因に影響を及ぼす要因は見受けられないことから、当分は現環境を維持しながら推移するものと予測される。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般的な規制)	都市計画区分 用 途 地 域 建 ぺ い 率 容 積 率 防 火 規 制 その他の規制	市街化調整区域 無指定 70% 200% — —
画 地 条 件	地 積 : 186.66㎡ 間 口 : 約12.0m 奥 行 : 約14.5～17.3m 形 状 : ほぼ長方形 接道状況: 角地、主たる街路(東側)に等高に接面 その他 : 平坦地	
接面道路の状況	・ 東側4.8m舗装市道(D402号線)〔建築基準法42条2項道路〕に等高に接面 ・ 南側3.1m舗装道路〔建築基準法42条2項道路〕に0～0.6m高く接面 ※東側及び南側道路は42条2項道路に指定されている。地番383番4及び384番4は、生活道路拡幅協議が平成16年に行われ、道路後退に伴い高崎市に寄附されている。よって、再建築に当たっては、本件土地に後退は生じない。 なお、東側道路は、道路台帳幅員が3.5mであるものの、道路後退等により実測幅員は4.8mとなっている。	
土地の利用状況等	◆土地の利用状況 土地所有者及び建物共有者が、物件3建物を所有し、占有している。 ◆隣接地の状況 ・ 西側: 居宅の敷地であり、物件2土地が0.3～1.0m高く接面している。 ・ 北側: 居宅の敷地であり、等高に接面している。	
供 給 処 理 施 設	上 水 道 : あり ガ ス 配 管 : なし 下 水 道 : あり (注) 供給処理施設における「あり」とは、対象物件の前面道路に該当施設の本管(以下、施設管という)が通っており、通常の費用で敷地内への引込が出来る状態にあることをいう。「なし」とは、対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。	

特 記 事 項	① 本件対象地は周知の埋蔵文化財包蔵地(下小埦15-2遺跡、15H05遺跡)に該当する。工事等の際は、文化財保護法93条の届出が必要である。 ② 土壌汚染の可能性について調査したところ、有害物質使用特定施設の届け出はなく、過去に工場等があった形跡もないため、土壌汚染が土地価格に大きな影響を与えることはないと判断される。 ③ 東側道路下に下水道の本管が埋設されているが、引込はない。建物所有者が、公共下水道事業分担金の納付を行い、引込管を設置することで、下水道の利用が可能である。 ④ 開発許可の台帳を閲覧したところ、平成16年12月22日(第187号)に、当時の都市計画法34条10号ロで、専用住宅(分家)で許可を受けている。よって、第三者による再建築は原則として不可である。但し、都市計画法34条14号の高崎市開発審査会提案基準3(用途変更Ⅰ)によって、競売に付され競落された専用住宅については、一般住宅への用途変更が許可される可能性が高い。詳細は、高崎市役所建設部開発指導課に相談されたい。
---------	--

2 建物の概況及び利用状況（物件3）

区分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日(登記記載) 平成17年 6月19日新築 経過年数 約19年 経済的残存耐用年数 約6年
仕様	構造 木造 屋根 スレート葺 外壁 サイディング等 内壁 ビニールクロス等 天井 ビニールクロス等 床 フローリング、CF、タイル等 設備 電気、水道等 その他 -
床面積（現況）	第3項目的物件欄記載のとおり
現況用途等	階層 地上2階建 現況用途 居宅 間取り 建物間取図参照
品等	普通
保守管理の状態	やや劣る
建物の利用状況	現況調査報告書記載のとおり
特記事項	①建物2階の中央の洋室上に、屋根裏収納部分が存した。約1.8m×約2.8mで、高さ0.9m～1.5m。 ②調査日現在、外壁サイディングの剥がれやひび、天井のビニールクロスに剥がれが複数箇所認められた。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 建付地価格（物件1, 2）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ
1	33,400	0.99	152.39	0.95	4,790,000
2	33,400	0.99	34.27	0.95	1,080,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価公示 高崎-6

公示価格等 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格
 $31,400\text{円}/\text{㎡} \times 99.7/100 \times 100/102 \times 100/92 = 33,400\text{円}/\text{㎡}$

◇時点修正：公示価格等の価格時点(令和7年1月1日)から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：方位東向等を考慮した。

◇地域格差：街路条件、交通・接近条件、環境条件等を考慮した。

イ 個別格差：画地条件(方位、角地)、環境条件(下水道引込なし)等を考慮した。

ウ 地積：登記記載の地積。

エ 建付減価：建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

② 建物価格（物件3）

目的物件の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床 面積(㎡) イ	現価率 ウ	建物価格 (円) ア×イ×ウ
3	195,000	125.25	0.08	1,950,000

ウ 現 価 率

経過年数約19年，経済的全耐用年数25.0年，

残価率5%とした定率法(0.094)と観察減価法（10%と査定）を併用して下記のとおり査定した。

- ・ 現価率 $=0.094 \times (1-10\%) \div 0.08$

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地権利用権等価格を加算し、さらには競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ
1	4,790,000	0.45	法定地上権	2,160,000
2	1,080,000	0.45	法定地上権	490,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を45%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) イ	占有 減価 修正 ウ	市場 性修 正 エ	競売 市場 修正 オ	その他の 控除減価 (敷金等) (円) カ	評価額 (円) (ア±イ)×ウ×エ×オ カ
1	4,790,000	-2,160,000		1.00	0.60	—	1,580,000
2	1,080,000	-490,000		1.00	0.60	—	350,000
3	1,950,000	+2,650,000	1.00	1.00	0.60	0	2,760,000
一括価格（合計）							4,690,000

ウ 占有減価修正：必要なし。

エ 市場性修正：必要なし。

オ 競売市場修正：第2の評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

カ その他の控除減価：必要なし。

第6 参考価格資料

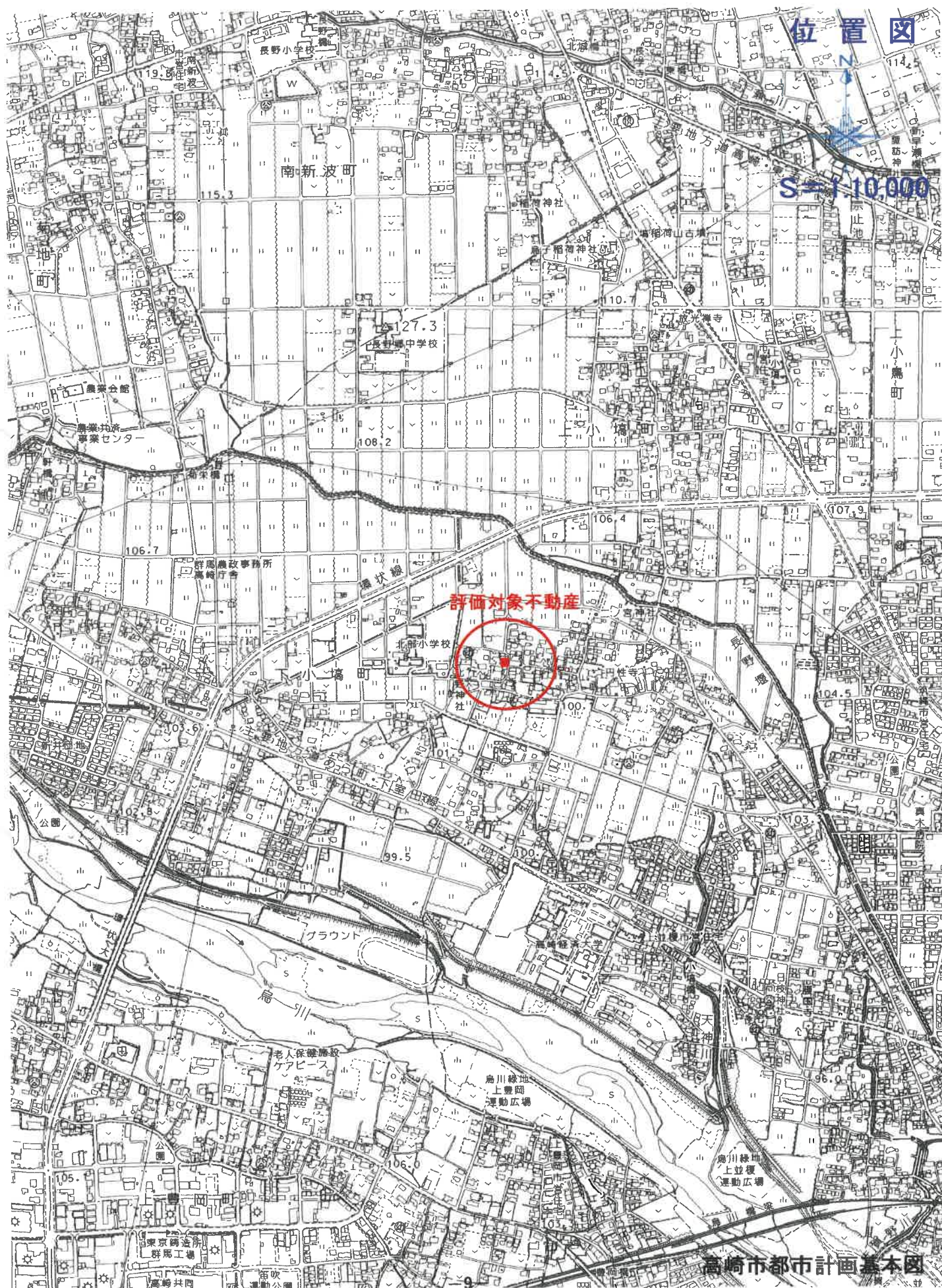
1 地価公示価格 高崎-6

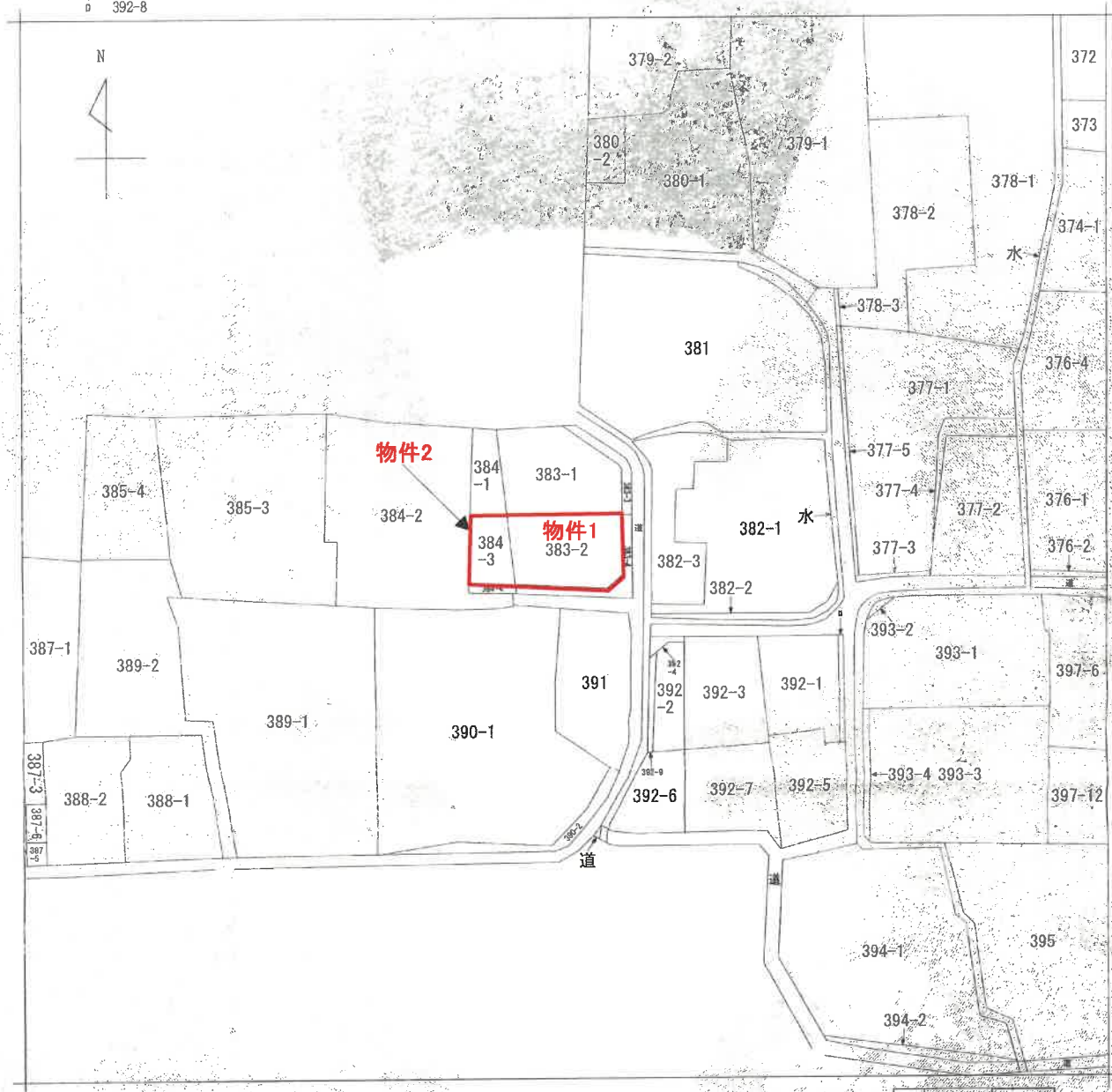
所 在：高崎市菊地町字大明神261番3外
地 目：宅地
価 格：31,400円／m²
位 置：JR信越本線「群馬八幡」駅北東方・道路距離4,100m
価 格 時 点：令和 7年 1月 1日
地 積：197m²
供給処理施設：水道、下水道
接 面 街 路：東側5.5m市道に接面
用途指定等：市街化調整区域 無指定（建蔽率70%，容積率200%）
地域の概要：中規模一般住宅の建ち並ぶ住宅地域

第7 附属資料

- 1 位置図
- 2 公図写し
- 3 建物間取図

以 上





地番区域見出

下小塙町

請 部 分	所 在	高崎市下小堀町字屋敷				地 番	383番2	
出 力 縮 尺	1/600	精 度 区 分	座 標 系 記 号	分 幅	地区標準守る区画	種 類	旧土地台帳附屬地区	
作 成 年 月 日	備 付 注 文 (原図)			重 事 記 録				

A3をA4にi縮小

東京法務局

(1/1)

建物間取図

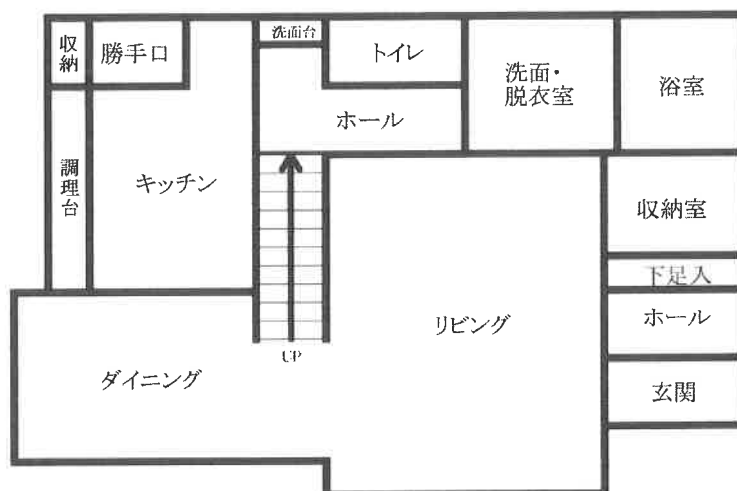
令和7(ケ)第1号

物件3



S=1/100

1階



2階

